

平成29年度(平成28年度対象)

教育委員会の点検・評価報告書

平成30年2月
小松島市教育委員会

目 次

序	はじめに	-----	1
1	趣旨		
2	点検・評価の対象		
3	点検・評価の方法		
4	議会への提出，市民への公表の時期等		
第1章	小松島市教育委員会の概要		
1	教育委員会の組織	-----	3
2	教育委員会の会議の開催状況等	-----	3
3	その他の活動	-----	4
第2章	平成29年度（平成28年度対象）点検・評価の結果		
1	点検・評価結果	-----	6
2	外部評価	-----	13
参考資料			
	教育委員会制度の概要	-----	19

序 はじめに

1 趣旨

市教育委員会では、「創造性豊かで、思考力、表現力に富んだ人間形成」を基本目標とし、小松島市ならではの教育の振興に取り組んでいます。

平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（地方教育行政法）の一部が改正され、「教育委員会の責任体制の明確化」を目的として、同法第26条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律《抜粋》

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

この規定により、平成20年4月1日から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされました。

このため、市教育委員会では、法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、「教育委員会の点検・評価」を実施し、報告書にまとめました。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象として、市教育委員会の会議の開催状況等のほか、教育に関する前年度の小松島市事務事業評価において、市教育委員会事務局が総合評価ランク1（拡充する）と評価する主要な事業及び市議会において指定事業とされた事業を主な対象とします。

なお、平成22年4月より実施しております「小松島市教育振興計画」にある、PDCAサイクルの3年目の年度（平成23・25・27・29年度）につきましては、教育重点目標の推進プログラム（14項目）を対象とします。

※PDCAサイクルとは、行動プロセスの枠組みのひとつ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（確認）、Action（行動）の4つで構成されている。

3 点検・評価の方法

教育行政の諸施策のうち、前述の点検・評価の対象とされた事業について点検・評価を行うが、評価については事業としての評価（５段階）と総合評価（３段階）を行い、事業の内容欄では、これまでの取組を明らかにしております。また、点検・評価の客観性を確保するため、外部有識者からのご意見、ご助言をいただきました。

4 議会への提出，市民への公表の時期等

- 議会への報告書の提出につきましては、原則毎年３月定例会議（報告）にて行います。
- 市民の皆様への公表は、原則毎年３月定例会議にて報告終了後、市ホームページ（<http://www.city.komatsushima.tokushima.jp/>）への掲載をはじめ、市役所本庁舎，教育委員会本庁舎の１階ロビーにて配布することで、ご自由に関覧していただくことができます。

第1章 小松島市教育委員会の概要

1 教育委員会の組織

○教育委員会委員の就任状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

平成29年3月31日現在

氏名	役職	異動状況
よしおか まこと 吉岡 誠	教育長	平成28年4月1日 教育長就任
ひがしね よね 東根 米	教育長職務代理者	平成28年4月1日 教育長職務代理者就任 平成29年2月24日 委員再任
わたなべ けいこ 渡部 啓子	教育委員	
たに りょうこう 谷 亮弘	教育委員	
もりもと としお 森本 利雄	教育委員	平成29年2月24日 委員再任

2 教育委員会の会議の開催状況等

毎月1回定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催

(1) 平成28年度の会議の開催状況

区分 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
定例会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
臨時会												1	1
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	13

(2) 平成28年度の議案等の付議状況

区分 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
議案					1					2	1		4
協議事項	1	5	2		3	1	1	1		2	1	1	18
報告事項	1	1	1	3	1	3	4	1	2	2	4	1	24
計	2	6	3	3	5	4	5	2	2	6	6	2	46

3 その他の活動

(1) 会議・研修会等

時 期	名 称	概 要
平成28年 4月	徳島県市町村教育委員会連合会・徳島県市町村教育長会合同理事会	県内市町村の教育委員会(8市15町1村)で構成されている。(年1回開催)
	徳島県・市町村教育委員会教育行政連絡協議会	平成28年度徳島県教育委員会の重点施策等の伝達の後・質疑を行う。(年1回開催)
	徳島県市町村教育委員会連合会・徳島県市町村教育長会定期総会・研修大会	定期総会及び講演会(特別支援教育の現状と障害者差別解消法について)を開催する。(年1回開催)
5月	第1回小松島市総合教育会議	すべての地方公共団体に総合教育会議を設置。新教育委員会制度, 就学前教育・保育のあり方, 教育振興計画等について協議する。
	第68回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会(徳島大会)	文部科学省講話・部会別(教育行財政・学校教育・生涯学習)研究協議等により, 直面する教育課題への対応について情報交換を行う。
8月	第2回小松島市総合教育会議	就学前教育・保育のあり方について(平成28年度改定版)等について協議する。
11月	徳島県・市町村教育委員会教育委員等研修会	代表教育長2名による実践発表・協議の後, 文部科学省からの行政説明等の講義を受ける。
	四国地区市町村教育委員会協議会(高知市)	教育行政に関する当面の諸問題(新しい教育委員会制度等)の協議を行う。
平成29年 2月	第3回小松島市総合教育会議	小松島市学校給食カレンダー, 就学前教育・保育のあり方, 教育振興計画(第2期)等について協議する。

(2) 行事等

時 期	名 称	概 要
平成28年 4月	第1学期小松島市幼稚園・小・中学校連合校・園長会	市教育基本方針の確認, 第1学期に向けた諸連絡等を実施する。
	小松島市新任・転入教職員紹介式	幼稚園1名, 小学校25名, 中学校13名計39名紹介
6月	小松島市人権教育振興協議会総会	基本的人権を尊重する民主的な社会を実現するために, 市民総ぐるみで人権教育に取り組む, 人権問題の早期完全解決を図る。

8月	小松島市教育問題シンポジウム	「子どもが輝くまちづくりを目ざして～子どもの学びを考える～」のテーマのもと、8回目となる教育シンポジウムを開催する。
9月 ～10月	小松島市幼稚園・小学校運動会	北小松島幼・小学校，小松島中学校，小松島南中学校は5月に開催した。
10月	第2学期小松島市幼稚園・小・中学校連合校・園長会	第2学期に向けての園・学校運営に係る諸連絡等を行う。
11月	小松島市教育文化功労者表彰式	○受賞者 個人39名，団体1団体を表彰
	小松島市PTA連合会懇談会	小学校，中学校のPTA会長との意見交換会を開催する。
平成29年 1月	成人の日記念式典	○該当者男性222名，女性173名 ○参加者 287名
2月	平成28年度教育論文表彰式	○受賞者 市長賞(1)，市議会議長賞(1) 教育長賞(1) 教育研究所長賞(1) 入選(11)
3月	小松島市立学校卒業式	小学校11校，中学校2校

(3) 学校訪問等

時 期	名 称	概 要
平成28年 6月 7月	市教育委員会幼稚園訪問	幼稚園（児安・千代・小松島・立江・和田島・新開・南小松島・北小松島幼稚園）を訪問する。
10月 11月	県・市教育委員会学校訪問	全小・中学校において授業参観及び教職員との面接を実施する。 (県教委担当管理主事2名)

(4) その他

時 期	名 称	概 要
平成28年 7月	小松島市要保護児童対策地域協議会	平成28年度の活動計画等について協議の後、「児童福祉法の一部改正」についての講義を受ける。
	勇足小学校児童が立江小学校を訪問（北海道本別町）	平成5年姉妹校交流協定を締結。立江小学校以外の小学校の児童（9校：26名）も参加し、「歓迎の夕べ」を開催した。

第2章 平成29年度（平成28年度対象）点検・評価の結果

1 点検・評価結果

○事業評価・・・5段階

- 5：予想を大きく上回る成果が得られた。
- 4：想定以上に成果が得られた。
- 3：想定どおりの成果が得られた。
- 2：成果は得られたが、改善の必要がある。
- 1：成果は得られず、見直しの必要がある。

重点目標1：家庭教育の充実と地域との連携

施策	事業	事業評価	総合評価	事業の内容
1. 家庭教育力の向上支援	①「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進 ②家庭における子どもの読書活動推進 ③家庭教育への意識啓発の推進 ④事業所・企業への協力要請 ⑤家庭教育に係る支援機能の充実	3	■継続 □見直し □廃止	①各校において、食育リーダーを中心に、保護者への啓発活動に努めた。 ②「読書生活化プロジェクトⅣ」と連携し、読書活動の推進を図った。 ③各校において、家庭との連携を密にし、啓発活動に努めた。また、市教育シンポジウムを開催し、意識の啓発に努めた。 ④子ども子育て支援制度の充実を図った。 ⑤「家庭教育の手引き」を青少年健全育成センターから配布し、支援の充実に努めた。
2. 家庭・学校・地域の協力体制の充実	①地域における体験活動の推進 ②「放課後子どもプラン」の推進 ③地域団体と連携した健全育成の充実 ④相談体制の充実	3	■継続 □見直し □廃止	①市内小中学校で、地域の事業所等の協力を得、職場見学・体験活動を実施した。 ②「放課後子ども教室」を芝田小学校地域と、平成27年度に開設した千代小学校地域の2カ所で推進した。 ③青少年健全育成センターにおいて、地域団体と連携し健全育成事業を行ってきた。 ④スクールカウンセラーによる相談活動や、「適応指導教室」「青少年健全育成センター」の相談活動を実施してきた。

重点目標２：「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進

施策	事業	事業評価	総合評価	事業の内容
1. 総意を結集した学校運営	①「生きる力」を育成する教育課程 ②学校(園)の教育目標の徹底 ③社会の変化に対応した特色ある学校運営 ④心の教育の重視 ⑤教職員のサービス・健康管理 ⑥校・園外活動への対応	4	■継続 □見直し □廃止	①各校の実態に応じた知・徳・体バランスのとれた教育課程を編成し、教育活動を実践した。 ②学校評議員会や学校評価をもとに、学校長が学校教育目標を設定し、徹底してきた。 ③学校行事を精選し、年間計画を策定した。 ④道徳の時間を核として、体験活動を重視することで心の教育を推進した。 ⑤各校が、風通しの良い職員室づくりに努め、サービス規律の確保と健康増進を図った。 ⑥各校で、地域と連携しながらの教育活動を実践した。
2. 幼稚園，小学校，中学校教育の充実 ア 幼稚園の子育て支援及び地域社会との連携	①教育要領の理念に基づく教育の推進 ②指導内容の充実 ③幼児教育のセンター機能の充実 ④幼・保連携の研究 ⑤預かり保育の充実	4	■継続 □見直し □廃止	①②家庭・地域と連携し、幼児・園の実態に応じて、県の「幼稚園アクションプラン」と連携した幼児教育の充実に努めた。 ③施設の開放や未就園児との交流等、各園で子育て支援活動の充実を図った。 ④幼・保の交流活動を通して連携について研究を深めた。 ⑤保護者のニーズに応じた、預かり保育の充実に努めた。
イ 小・中学校教育における確かな学力の育成	①学習指導要領の円滑な実施 ②学力向上への取り組み ③基礎・基本の充実 ④自ら学ぶ意欲・態度の育成 ⑤思考力・判断力の向上 ⑥表現力・コミュニケーション能力の向上	3	■継続 □見直し □廃止	①学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に努めた。 ②学力向上推進委員研修会を実施し、調査結果等を分析協議し、情報交換を行い、指導方法の改善に生かした。 ③④各学校で学習の仕方などをまとめたものを作成し、各家庭に配布し、家庭学習の充実を図った。 ⑤⑥それぞれの能力の育成を目ざした授業実践・評価を行い、授業改善に生かした。

	<ul style="list-style-type: none"> ⑦学力調査への参加と学校改善への活用 ⑧学習指導体制の充実 			<ul style="list-style-type: none"> ⑦全国学力学習状況調査・徳島県学力ステップアップテストの結果を分析し、今後の指導改善に活用した。 ⑧特別支援教育支援員や学生ボランティアの配置など充実を図った。
ウ 特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援体制の充実と理解・啓発 ②教育的ニーズに応じた支援 ③教職員の専門性の向上 ④就学援助の実施 	4	<ul style="list-style-type: none"> ■継続 □見直し □廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ①特別支援連携協議会を中心に、各分野関係機関との連携に努め、連携ファイルの作成を推奨した。また、検査器具の整備を図った。 ②巡回相談員等を活用し、個々の教育的ニーズを把握し必要な支援ができるよう、特別支援教育支援員を増員し、支援の充実に努めた。 ③長期休業日中に検査方法の研修会を実施した。 ④就学援助を制度に則り実施した。
3. 豊かな人間性の基礎となる心の教育	<ul style="list-style-type: none"> ①道徳教育の推進 ②人権教育の推進 ③ボランティア教育の推進 ④郷土を誇りに思う心の教育 ⑤いじめ・不登校対策の推進 	3	<ul style="list-style-type: none"> ■継続 □見直し □廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ①体験活動を積極的に取り入れ、活動と道徳教育との融合を図った。 ②教職員が研修等により人権感覚を磨き、学校の全教育活動を通して、人権が尊重されたものとなるよう努めた。 ③地域や保護者と連携し、ボランティア体験活動を推進した。 ④地域と連携し、伝統文化への理解を深める教育活動を推進した。 ⑤全小中学校で、積極的認知による、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んだ。 適応指導教室と学校との連携による相談業務の充実を図った。 また、必要に応じて民間機関との連携を図り、いじめ・不登校についての対策の推進を図った。
4. 21世紀を生き抜く力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ①「生きる力」を育成する教育内容の創造 ②環境教育の推進 	4	<ul style="list-style-type: none"> ■継続 □見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ①社会の変化に主体的に対応できるよう教育内容の創造を図った。 ②新学校版環境ISOの指定を

	<ul style="list-style-type: none"> ③国際理解教育の推進 ④情報教育・ICT事業の充実 ⑤キャリア教育の推進 		<ul style="list-style-type: none"> ▫廃止 	<p>推進し、環境教育の推進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③小学校の外国語活動においてALTと協働して国際理解教育を推進した。 ④全小学校へのタブレット端末導入による、ICTを活用した授業の推進を図った。 ⑤小学校における職場見学、中学校における職場体験等地域や家庭と連携してキャリア教育を推進した。
5. 安全・安心教育の徹底	①子どもたちの安全確保	4	<ul style="list-style-type: none"> ■継続 見直し ▫廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ①各学校で防災マニュアルの見直しをし、防災教育を実施した。 <p>通学路交通安全推進協議会を開催し、道路管理者(国・県・市)・警察・PTAによる小松島中学校校区の通学路合同安全点検を実施し、通学路の整備を図った。</p>
6. より良い教育環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ①学校の耐震化の推進 ②学校のエコ化の研究 ③学校のICT化の推進 ④学校施設の再編を含めた具体的な検討 ⑤開かれた教育委員会活動の推進 	4	<ul style="list-style-type: none"> ■継続 見直し ▫廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ①平成28年4月の小松島南中学校の開校により、幼稚園、小学校、中学校の耐震化が完了した。 ②2中学校の屋内運動場にLED照明を導入するとともに、今後も、小学校の屋内運動場の避難誘導灯などにおいて、順次、LED照明などへの切り替えを推進する。 ③ICT化の推進については設備等の更新期に順次システム改修等に努めた。 ④中学校再編の検証とともに、施設、設備の検討を行う中で、現行の小学校再編計画の具現化についても検討を行い、地域、保護者等の合意形成の前段となる条件整備の検討を実施した。 ⑤各種検討会、委員会等においては、有識者やPTA関係者から意見を聴取するとともに、地域住民や保護者の意見を反映するために幼稚園運営、認定こども園への移行等に関して説明会も開催した。

重点目標 3 : 生涯学習文化の創造

施 策	事 業	事業評価	総合評価	事業の内容
<p>1. スポーツ・保健・食育に関する指導の充実</p>	<p>①総合型地域スポーツクラブの設立・運営に関する支援 ②市民総スポーツ運動の推進 ③スポーツ指導者の育成と活用 ④体育・スポーツ団体の組織拡充 ⑤体育施設の整備と充実 ⑥体力の向上 ⑦健康教育の推進 ⑧薬物乱用防止教育の推進 ⑨小松島市学校食育推進委員会の設置 ⑩校内食育推進委員会の設置 ⑪学校給食の充実</p>	<p>3</p>	<p>■継続 □見直し □廃止</p>	<p>①②総合型地域スポーツクラブの種目も15種目となりプログラムも新たに充実され、また、ファミリー体力向上事業で体力測定を行うなど、様々な年齢層で広く市民が参加できるようになっている。 ③スポーツ推進委員に県内及び県外で開催される研修会に参加を依頼し、各競技団体の指導にあたるなど、資質の向上を図った。 ④市体育協会との協力により市体育大会の開催及び体育関係諸団体の組織及び活動の育成強化を行った。 ⑤市立体育館誘導灯の修繕、市立体育館や武道館及び夜間運動場の照明設備の改修など、より安全で快適な環境を整えた。 ⑥体育協会及びスポーツ推進委員会と連携し、市体育大会を10月に行い、12月に縄跳び大会、1月にスポーツ少年団駅伝大会、2月には、クロスカントリー大会及び市民体力づくりとして、ソフトテニス大会・バドミントン大会・卓球大会等を行い、市民の体力向上とスポーツの普及に努めた。 ⑦⑧全小中学校において、薬物乱用防止教室を実施し、喫煙防止も含めた指導を行った。各校の保健・学級活動の授業で、学年に応じた、健康教育の充実に努めた。 ⑨⑩学校食育推進委員会の研修テーマ（「生活習慣病予防」「野菜摂取量の増加」「朝食摂取状況の改善」）を設け、学校給食カレンダーを作成するなど、食育の推進に努めた。 ⑪有識者、学校関係者、PTA関係者で構成する学校給食評価委員会を開催し、外</p>

				部の視点から評価を行うことにより、学校給食の充実を図った。
2. 人権教育の徹底	<p>①家庭・学校教育における人権教育の推進</p> <p>②社会教育における人権教育の推進</p> <p>③広く豊かな人権教育・啓発の推進</p>	4	<p>■継続</p> <p>□見直し</p> <p>□廃止</p>	<p>①小松島幼稚園・小学校を会場に人権教育研究大会を実施した。「連携」の意義と大切さを、校種を越えた実践交流を通して、各所・園・校における指導に役立っている。また、学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取り組みを推進・展開していくための基盤づくりに努めた。</p> <p>②各公民館単位で役員の方々の協力を得ながら地区懇談会等の活性化を図ってきた。また、企業・事業所内における人権問題研修も継続的に取り組みを推進・展開してきた。市主催の各種研修会や研修大会等を開催し、人権意識の高揚に努めた。</p> <p>③各講演会・研修会参加者を対象に実施したアンケートによる市民のニーズや要望等を踏まえ、課員が参加した研修の実績も勘案し、次年度の人権教育・啓発活動計画を作成した。</p>
3. 生涯学習環境の充実	<p>①「まちぐるみ生涯学習運動」の推進</p> <p>②具体的な生涯学習体制の確立</p> <p>③公民館活動の機能充実</p> <p>④図書館機能の充実</p>	4	<p>■継続</p> <p>□見直し</p> <p>□廃止</p>	<p>①②市内の各社会教育施設を利用した多様な生涯学習講座推進の取り組みは、市民にも好評で定着した事業となっている。</p> <p>③助成金事業で要望のあった備品の整備を行ったが、施設自体の老朽化もあり、安心して快適に使用できる施設とは言いがたい。今後の耐震診断も踏まえ、施設のあり方を検討する必要がある。</p> <p>④平成28年度には、図書館でよく読まれた本、新聞書評に載った本、映画・テレビ等で上映された本を展示した「話題本コーナー」を新たに設置した。また、ALT3名の講師により、3歳児から小</p>

				<p>学校4年生までを対象に英語の読み聞かせを毎月1回（第3金曜日）に実施し、幼少期からの読書に対する関心を喚起した。さらに、当図書館内に図書のない場合は、他の図書館と連携し、図書の相互貸し出しを行ったり、図書の予約をインターネットで行う場合、図書館情報システムにより検索できるようにしたことで、利用者の利便性や業務の効率性が向上した。</p>
<p>4. 芸術文化の振興と郷土の伝統文化の継承</p>	<p>①市民文化と芸術の振興</p> <p>②文化財・伝統の継承</p> <p>③学校における芸術文化活動の推進</p> <p>④文化財・伝統文化を活用した地域振興</p> <p>⑤自発的文化活動の醸成と人材の育成</p>	4	<p>■継続</p> <p>□見直し</p> <p>□廃止</p>	<p>①各種文化団体の成果を発表する場となる芸術祭を開催することで、活動の活性化を促した。</p> <p>②北佞遺跡の発掘調査を実施した。また、『阿波遍路道恩山寺道・立江寺道』が小松島市では初となる国史跡に『金銅装甲冑片』が市の指定文化財に指定され、『地藏寺寶珠院』が国の登録有形文化財に登録された。</p> <p>③「与謝野鉄幹・晶子文芸賞」による短歌部門の事業も第7回目を迎え、小中学校、高校、一般にも定着し、短歌の応募数も増加の傾向にある。</p> <p>④3年目となる県南4市町合同企画展「長国の埋蔵文化財」を実施し、広報活動に努めた。</p> <p>⑤各事業の推進を図る中で、人材の育成に努めているが十分とは言えず、今後の課題である。</p>

2 外部評価

点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者から、次のとおり点検及び評価についての意見を聴取しました。

◆ 【意見聴取対象者】

元北小松島小学校長	木村 哲也
元芝田小学校長	梅山 眞澄
徳島文理大学就職支援部課長	井内 孝明

◆ 【意見聴取年月日】

平成30年2月13日（火）・16日（金）

（1）全般的な意見

小松島市においては、平成22年3月に策定した「小松島市教育振興計画」の推進プログラムにより具体的な事業を推進してきた。本年度は「小松島市教育振興計画」の推進体制【立案(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)サイクル】における評価・改善の年度にあたり、推進プログラム14項目の点検・評価が行われた。各推進プログラムに対する意見等は後述のとおりである。

近年、社会はグローバル化・情報化・少子高齢化等々が急速に進み、子どもたちが、社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を身に付けるための教育の推進が益々重要となっている。本市においては家庭、園・学校、地域、関係機関・行政等が連携を図りながら教育が推進されているが、今後は連携を一層強化していかなければならない。

さて、本市教育の現状を見ると、幼稚園児の減少等により過渡期にある幼稚園では、質の高い保育を目指した取組が行われている。子どもたちが「確かな学力」を身に付けるため、日々の教育実践に取り組んでいる小・中学校においては、小学校の中学年から「外国語活動」、小・中学校には「プログラミング教育」「特別の教科 道徳」等の新たな導入も予定されている。また、「障害者差別解消法」「部落差別解消推進法」等が施行される中、「特別支援教育」「人権教育」の更なる充実や「南海トラフ巨大地震」等の発災に備えて「防災教育」を着実に進めていかなければならない。教職員の働き方改革が大きな問題となる中、教育委員会には、今後も幼稚園や学校現場の声に耳を傾けながら、園・学校の様々な教育実践を支援することが求められている。

生涯教育においては、好評を得ている各講座の充実を図るとともに、市立図書館・文化財保護事業・スポーツ振興等に関して、市民の多様なニーズに応える取組をお願いするものである。

結びとして、今後も、教育委員会内の各推進部局が実施した評価や事業内容の点検をもとに、平成29年2月に策定された「小松島市教育振興計画（第2期）」に示された教育施策が着実に推進されることを期待するものである。

（2）重点目標に対する意見

重点目標1：家庭教育の充実と地域との連携

【1 家庭教育力の向上支援】

本来家庭は、子どもたちの健やかな育ちの場であり、人格の形成において最も重要な役割と責任を持つ教育の場である。しかし、核家族化や地域における人間関係の希薄化に伴い、親が子どもの教育や子育てを学ぶ機会や場も少なくなり、子育てに対する孤独感や不安感を持つ保護者が増えてきている。

こうした状況に鑑み、子育てを個々の家庭の問題としてのみ捉えるのではなく、社会全体の問題として捉え、家庭・学校・地域・行政が一体となって家庭教育・子育てを支援していく必要がある。

本市の保育所・幼稚園を含めた教育現場においては、家庭の教育機能の重要性を踏まえ、「早寝・早起き・朝ごはん」運動、「読書活動」の推進、「キャリア教育」の充実など、子どもの生き方にかかる指導を重要課題として取り組んでいる。

また、市民を対象とした教育問題シンポジウムの開催や、家庭教育のパンフレットの作成・配布等、学校・行政からの積極的な働きかけを粘り強く継続していくべきだと考えている。

【 2 家庭・学校・地域の協力体制の充実 】

未来を担う子どもたちの健やかな成長には、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制づくりが必要である。

地域の特性を生かした体験活動を通して、地域の人と人とのかかわりの中で、子どもの豊かな学びを獲得するとともに、地域社会の教育力の向上及び活性化を図ることが望まれる。

保護者や地域のニーズに応じた子育て相談、放課後の子どもの居場所づくり等、家庭教育を支援する体制づくりが益々重要となっている。

また、いじめや不登校といった喫緊の課題への対策として、学校と家庭・地域との連携を基盤にして、青少年健全育成センターや適応指導教室等の相談機関やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した関係諸機関の連携や、有効活用が重要であると考えている。

重点目標2：「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進

【 1 総意を結集した学校運営 】

各園校においては、次代を担う子どもたちが、社会の変化に主体的・創造的に対応できる「生きる力」を身に付けるため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育むための特色のある教育課程を編成し、家庭や地域と連携し、子どもたちの教育に取り組んでいる。

また、各校においては、教育活動の自己評価及び学校関係者評価の実施や公表も進み、学校評議員会や学校評価の取組は全体として定着してきている。さらには、学校評価を活かした教育目標の策定も進んでいる。教育目標達成に向けては、管理職のリーダーシップによる、適正な管理・運営・指導體制のもと、チーム学校としての合理的・能率的な運営が期待される。

【 2 幼稚園，小学校，中学校教育の充実 】

ア 幼稚園の子育て支援及び地域社会との連携

平成27年度、質の高い教育・保育の提供を目的とする「子ども・子育て支援新制度」がスタートした。

本市の各幼稚園においては、幼児の健やかな成長を願って、施設の開放や未就園児との交流等、子育て支援活動が進められ、地域の実態や幼稚園の現状に応じた預かり保育も行われている。

一方、園児数の減少に伴い、集団の中で人とかかわる機会を求め、近隣幼稚園、保育園、認定こども園との交流活動や、地域・小学校との連携等を図ることで保育の活性化に努めている。

今後、就学前教育の充実を目指し、家庭・地域・関係機関の連携のもと、幼稚園・保育所・認定こども園等において、質の高い教育・保育が提供されることを期待するところである。

イ 小・中学校教育における確かな学力の育成

本県においては、子どもの確かな学力向上を目指し、「学力向上実行プラン」「読書の生活化プロジェクトⅣ」「言語活動の充実に向けた指導方法の工夫改善」等の取組を推進している。

本市においても、全国学力・学習状況調査結果等から自校の課題を把握・分析し、その課題解決に向けて、全教職員が組織的・協働的に取り組んでいる。また、市内の各種研究会においても、確かな学力の育成を図るための研究や実践が重ねられている。しかし、中央教育審議会による次期学習指導要領の答申（平成28年12月21日）を受け、新学習指導要領が公示された（平成29年3月）ことによって、これまで以上に学力並びに学校力の向上を図ることが必要とされるようになった。変化の激しい社会を生きるために、学校教育においては、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を活用し新たな価値を生み出す豊かな創造性などが求められている。今後、知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、「アクティブラーニング」を共有すべき視点として、授業改善に向けた取組を活性化していくことが重要である。

各校の読書活動や家庭との連携による学習習慣・生活習慣は定着しつつある。しかし、重要なのは特定の型を普及させるのではなく、学び全体を改善し、子どもの学びへの積極的関与と深い理解を促すような指導や学習環境を設定することである。

ウ 特別支援教育の充実

子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、学習能力や心身の状況に応じた教育が受けられるよう、障がい等による制限を最小化し、生活する地域で初等中等教育の機会が与えられる、個々の子どもに応じた「合理的配慮」の提供が急務となっている。

本市においては、小松島市特別支援連携協議会を通じて、保育所、幼稚園、小・中・高校の担当者が各関係機関と連携を図りながら、一人一人の多様な教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を推進している。また、連携ファイル「絆」を有効に活用した支援・相談活動を行っている。

各校では教職員の特別支援教育の専門性の向上を目指し、学校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心に研修を充実させるとともに、校内委員会を中心とした全教職員共通理解による支援体制を確立している。

また、みなと高等学園・ひのみね支援学校等の県立支援学校のセンター機能を活用し、多様な研修を実施することにより教職員の資質向上に成果を上げている。これからますます多様化していくことが予想される子どもや保護者のニーズに対応できる支援体制の充実が喫緊の課題である。

【 3 豊かな人間性の基礎となる心の教育 】

「命を大切にする心」や「他人を思いやる心」、「郷土の伝統や文化を大切にする心」など、豊かな人間性を育むことが道徳教育に求められている。

社会環境の変化を背景に、子どもたちには様々な体験の不足が生じ、自己肯定感や豊かな感性を育むため、発達段階に応じた意義のある体験活動の機会を設けることが重要となっている。

各校では、道徳の時間を要として、教育活動全体を通じて行う道徳の年間計画が策定されてい

る。また、道徳の教科化に向けた授業改善が行われているが、道徳の時間と様々な体験活動や地域の人材を活用した学習が結びついた道徳教育の充実を期待する。

いじめ防止に対しては、全校において「いじめ防止対策基本方針」を見直し、校内体制の整備をはじめ、積極的認知による、未然防止、早期対応のための体制づくりが進んでいる。また、適応指導教室「はなみずき学級」の活動やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、青少年健全育成センター、児童相談所、家庭相談員等の様々な関係機関が連携して支援活動が推進されている。

近年、子どもたちを取り巻く社会や家庭環境は、複雑化、多様化しており、学校から地域や保護者、関係諸機関への情報発信はもとより、緻密な連携体制づくりが重要である。

【 4 21世紀を生き抜く力の育成 】

学校教育には、グローバル化や情報化、少子高齢化、環境問題等、様々な社会環境の変化に適応する「生きる力」を育成することが求められている。

各校では、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力等の育成や、学習意欲の向上、望ましい人間関係を構築する力等を重視した取組がなされている。

環境教育は、新学校版環境ISO認定校の取組をはじめ、地域の清掃作業等など体験的・実践的な環境学習に取り組んでいる。今後更に、新学校版環境ISOの認証に向けた取得が望まれる。

外国語教育では、ALT2人体制で小学校の外国語教育に取り組んでいる。新学習指導要領完全実施に向けて、ALTの人数を増員するなど、生きた英語教育を小学校で展開できるような体制づくりが必要である。

情報教育に関しては、小学校におけるタブレット端末の導入が完了し、子どもの学習意欲の高まりや分かる授業が展開されていることは高く評価できる。学力の向上に向けてタブレットの活用法等の研修を充実させ、幅広い授業での活用を期待したい。

キャリア教育については、地域の協力を得ながら、自己の生き方を考える職場見学、職場体験活動や職業人の出前授業など、各校の地域の特性を生かした体験活動の取り組みが展開されている。こうした学習活動が、子どもの生きて働く力となることを期待している。

【 5 安全・安心教育の徹底 】

通学路での交通事故・不審者等の安全対策は、主に小学校区の交通安全指導員をはじめ、家庭や地域の学校安全ボランティア（スクールガード）の協力を得て、巡回指導や街頭指導が行われている。

また、平成28年3月に策定された「小松島市通学路交通安全プログラム」により、平成28年度は小松島中学校区における通学路について、各校より抽出された危険箇所について、通学路安全対策協議会で点検・協議し、通学路の整備が行われた。

防災教育については、各校で作成されている学校防災管理マニュアルも定着してきている。また、学校防災管理マニュアルに従い、警察署・消防署等関係機関の協力を得て、避難訓練、防犯訓練、救急救命訓練等を適宜実施し、緊急事態への対応に備えている。

今後も、教職員の危機管理に対する共通理解を深める研修等を継続して行い、子どもが事故や事件の被害に遭わないよう、危機回避能力を育成するとともに、危機管理体制の強化を図っていただきたい。

【 6 より良い教育環境の整備・充実 】

学校施設の耐震化の完了は、大いに評価されるものであるが、近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、校舎や体育館の壁・天井などの非構造部材の耐震強化も図っていく必要があるため、今後も取り組みを継続していただきたい。また、小学校の再編においては、再編を機に、小学校施設の更なる充実とより良い教育環境の整備に向けた協議が行われることを期待している。

エコ化の推進においては、LED照明への切り替えが順次進んでおり、今後も諸施設のエコ化の推進に一層努めていただきたい。

ICT化の推進では、システム改修等を計画的に進めながら、教員が情報手段を適切に活用し、児童生徒の情報活用能力の更なる育成を図るための研修等に積極的に取り組んでいただきたい。

重点目標 3：生涯学習文化の創造

【 1 スポーツ・保健・食育に関する指導の充実 】

近年、偏った栄養摂取、朝食の欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く環境が深刻化している。また、食を通じて、地域等を理解することや、食文化の継承を図ることは、児童生徒にとって非常に重要である。特に、学校給食カレンダーへの取組は、新たな試みでもあり、学校給食を通じて、地域、家庭が連携をとり食育を推進するために、非常に評価できる事業である。今後は更に、食育指導も含め、児童生徒が生涯にわたって健やかに生き抜く力を育成する教育に努めていただきたい。

「みなと小松島スポーツクラブ」は、2014年10月8日にNPO法人設立認証され、スポーツを愛好する人々の自発的・自主的な団体であり、規約など一定の規範の下にスポーツ活動を行うとともに、会員相互の親睦を深める社交的団体であって、仲間、施設、活動プログラム、指導者などが結合して定期的・継続的に活動し、自分たちの責任と負担において運営されている。地域住民がこのようなスポーツクラブに気軽に入会し、継続的に日常生活の中で様々なスポーツ活動に親しみ、真に豊かなスポーツライフを実現していくことが重要であり、今後、特に「みなと小松島スポーツクラブ」の育成・定着に向けた一層の支援を図る必要がある。そのためには、今後、公共スポーツ施設等をスポーツクラブの活動拠点として継続的、安定的に使用できるよう、その管理・運営を包括的に委託する公設民営方式等も含め、管理・運営の方途を検討する必要がある。

【 2 人権教育の徹底 】

本市における人権教育は、国及び県の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「小松島市人権教育・啓発に関する基本計画」等に基づき、市内の企業・職域をも含めた幅広い活動が展開されている。また、平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の理念に則り、市民全体に対して法律の周知徹底を図りつつ解消に向けた取組を進めていただきたい。これまで行ってきた部落差別解消の取り組みを継続し推進していただきたい。

各教育現場における人権教育の取り組みについては、上記法令や「徳島県人権教育推進方針」に基づき、校区・地域の実態に応じた人権教育年間指導計画を作成し、学校の教育活動全般を通じて地域の特性を生かした具体的な人権教育の取組が行われている。児童生徒をとりまく職員や

地域の方々とも連携した実践活動を推進し、確かな人権意識・感覚を身に付けるための伝統的かつ継続的に行われている学習活動も見られる。

本市における市人権教育研究大会は、保・幼・小・中・高校の教育関係者が一堂に会して行う研修の場であり、この研究成果がより効果的に各校の現場で活用されることを期待している。

社会教育における人権教育の推進については、各公民館単位での地区懇談会をはじめ、企業・事業所での自主的な人権問題研修の開催、市人権教育学級（年5回）や各種研修大会への参加など地道ではあるが効果的な活動が継続されている。

人権教育の啓発・推進には、人権のまちづくり子ども会、進路保障協議会、識字学級生と児童生徒との交流学习の取組など、地域社会と学校が連携して豊かな人権文化の創造を目指した活動が継続して展開されている。よって、適切な予算措置をし、今後も充実した人権教育の推進に努めていくことが大切である。

【 3 生涯学習環境の充実 】

本市における社会教育は、「生涯学習の視点に立ち、創造性に富み、心身ともに健康で人権尊重の精神と人々がいつでもどこでも積極的に学習に参加すること」を目標とする。

「小松島のふるさと講座」「高齢者教室」の各講座を4回ずつ開催し、学習意欲のある数多くの市民から好評を得ている。また、生涯学習事業として年々高まりつつある文化活動、体育、レクリエーション等の研修の場を市民に提供することで、連帯意識の高揚を図り、心豊かな地域社会を創出することが期待される。

市立図書館では、出産や命名、育児、調理などの書籍を集約した「子育て支援コーナー」を開設し、妊婦さんや母親の利便性向上が図られている。

今後は、社会教育施設・設備の充実、指導者の養成と確保を図ることが大きな課題である。

【 4 芸術文化の振興と郷土の伝統文化の継承 】

芸術文化の振興と遺跡・文化財・伝統芸能の保存と継承は、豊かな創造性と市民の文化意識を高めることに大変重要である。

本市では、勤労青少年ホームにおいて、講座及びスポーツレクリエーション活動や、中央会館においては、各種サークル活動、講習会、展示会、講演会等を通じて、地域住民の文化意識の向上が図られている。

また、「与謝野鉄幹・晶子文芸賞」などを通して、子どもたちの芸術文化への関心が高まっており、今後も継続的な取り組みを期待するところである。

3年目を迎え定着した県南4市町の合同企画展「長国の埋蔵文化財」における各会場の展示・講演には、県内外から多くの人々が訪れ、地域の特色ある文化財への関心が高まっている。その他、北佃遺跡の発掘調査を実施した。また、『阿波遍路道恩山寺道・立江寺道』が小松島市では初となる国史跡に、『金銅装甲冑片』が市の指定文化財に指定され、『地藏寺寶珠院』が国の登録有形文化財に登録され、文化財保護の成果があらわれている。

教育委員会制度の概要

※平成28年4月1日現在

- 教育委員会は、地域の学校教育，社会教育，文化，スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 首長から独立した行政委員会としての位置付け。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。
- 月1～2回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催。
- 教育長は、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は3年で、再任可。
- 教育委員は、人格が高潔で、教育，学術及び文化に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は4年で、再任可。

《教育委員会の組織のイメージ》

